

暴風など警報に伴う措置について

台風などにより高槻市に警報発令の場合の措置につきましては、下記の通りさせていただきますので、お知らせいたします。

「北大阪地域」から地域が限定され、「高槻市」となりましたのでご注意ください。
なお、テレビ報道などでは、時に「北大阪地域」と括られる時もありますので、ご注意ください。

「暴風警報」が発令されたとき

1. 授業の有無

☆ 「午前7時の時点で、高槻市に暴風警報」が出されているときは、児童は「自宅待機」とします。

注：大雨警報、大雨洪水警報のときは自宅待機ではありませんが、状況を見て気をつけて登校させていただきます。

☆ 「午前9時までに、暴風警報が解除された場合」は、「登校」させていただきます。
給食はありません。児童は12時ごろ下校します。

☆ 「午前9時の時点で暴風警報が解除されていない場合」は、「臨時休校」とします。

☆ 「登校後に暴風警報が出された場合」は、「臨時休校とし、様子を見て集団下校」を行います。

2. 給食の有無

・午前7時の時点で暴風警報が出ていれば、給食は中止します。7時以降に解除になっても、当日の給食はありません。

3. 「注意報」の場合

・「注意報」の場合は学校は平常どおり授業を行います。側溝や河川の増水等にくれぐれも注意して登校するようお話しください。

地震（余震）発生時に対応について

1. 震度5以上の大規模地震（余震を含む）発生の際の対応

- ☆「登校前に発生」 → 「臨時休校」とします。各ご家庭で安全確保に努めてください。
- ☆「登校途中に発生」 → 「危険な場所を避け、安全な場所に避難し、揺れがおさまったら、学校か自宅の近い方に行く」こととします。
- ☆「学校にいるときに発生」 → 学校は児童を安全な場所に避難誘導します。学校及び周辺の被害状況及び安全確認を行った上、保護者に引き渡すまで責任を持って保護・監督します。保護者の皆様はできるだけ早く迎えに来ていただくようお願いします。

2. 震度5未満の地震（余震を含む）発生の際の対応

- ☆ 原則として臨時休校にはしませんが、学校及び地域の被害状況等により、児童の安全確保上、臨時休校の措置をとることもあります。地震等の災害時は予期できない事態が発生することがあります。各ご家庭でも周辺の状況を把握し、子どもたちの安全確保に努めていただくようお願いします。

「高槻市災害対策マニュアル」に基づいて、お知らせ・お願いをしました。緊急時の対応に備えてください。暴風警報が発令されたときや緊急時には、子どもたちを安全に学校から帰宅させるために集団下校を行います。これは教職員を中心にPTA役員さんや地区委員さん、そしてセーフティボランティアさんのご協力を得ながら実施するものです。限られた人数のおとなでできるだけ多くの子どもを引率できるような道筋を考慮して引率します。

以上、ご理解・ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。